別表第十一

軽油引取税及び軽油引取税交付金に係る率（第23条の２、第38条関係）

都道府県及び指定都市		率
道	北海道	0.955
	青森	0.951
	岩手	0.962
	宮城	0.955
	秋田	0.927
	山形	0.946
	福島	0.958
	茨城	0.970
	栃木	0.960
	群馬	0.951
	埼玉	0.991
	千葉	0.984
	東京	0.964
	神奈川	0.961
	新潟	0.955
	富山	0.954
	石川	0.944
	福井	0.989
	山梨	0.957
	長野	0.957
	岐阜	0.947
	静岡	0.967
	愛知	0.954
	三重	0.993
	滋賀	0.951
	京都	0.975
	大阪	1.003
	兵庫	0.992
	奈良	0.975
府	和歌山	0.962
	鳥取	0.948
	島根	0.985
	岡山	0.961
	広島	0.963
	山口	0.949
	徳島	0.937
	香川	0.975
	愛媛	0.956
	高知	0.944
	福岡	0.971
	佐賀	0.970
	長崎	0.964
	熊本	0.959
	大分	0.950
	宮崎	0.945
	鹿児島	0.949
	沖縄	0.955
指定都市	札幌	0.916
	仙台	0.917
	さいたま	0.938
	千葉	0.956
	横浜	0.934
	川崎	0.930
	静岡	0.933
	名古屋	0.922
	京都	0.932
	大阪	0.950
	堺	0.942
	神戸	0.956
	広島	0.943
	北九州	0.879
	福岡	0.879

別表第十二及び別表第十三を削る。

附　則

１　この省令は、公布の日から施行し、平成二十一年度分の普通交付税から適用する。

２　改正後の普通交付税に関する省令第四十二条第三号及び第四十三条第一号の規定は、平成二十一年四月一日以後に新設され、又は増設される施設について適用し、平成二十一年三月三十一日以前に新設され、又は増設された施設については、なお従前の例による。

○総務省令第七十九号

地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）及び同法において準用する地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の規定に基づき、地方特例交付金に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年七月二十八日　　総務大臣　佐藤　勉

地方特例交付金に関する省令の一部を改正する省令

地方特例交付金に関する省令（平成十一年自治省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項及び第二項中「住宅借入金等特別税額控除見込額」の下に「及び自動車取得税交付金減収見込額」を加える。

第五条第二項中「1.6138093」を「1.2005625」に改め、同条第五項中「減収補てん特例交付金の額」の下に「（平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度にあっては、当該額から五百億円を同項の規定によって各市町村の自動車取得税交付金により按分した額を控除した額）」を加え、「1.6138268」を「1.2005401」に改め、同条第六項中「減収補てん特例交付金の総額」の下に「（平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度にあっては、当該総額から五百億円を控除した額）」を加え、「前項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

６　法第五条第五項の総務省令で定める各市町村の自動車取得税交付金減収見込額は、当該市町村に係る第一号に掲げる額（指定市（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第七条第三項に規定する指定市をいう。以下同じ。）にあっては、当該指定市に係る第一号及び第二号に掲げる額の合算額）とする。

一　次の算式により算定した地方税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第九号。以下「地方税法改正法」という。）の施行により自動車取得税の収入が減少することに伴う地方税法第百四十三条第一項の規定により当該市町村に交付される自動車取得税交付金の減収見込額

算式

$$A \times 0.7 \times 0.5 \times \left(\frac{C}{B} + \frac{E}{D}\right)$$

算式の符号

A　次の算式により算定した額

算式

a＋b＋c＋d＋e＋f＋g＋h＋i＋j＋k＋l

算式の符号

a　次の算式により算定した額

算式

a1×0.0230／0.0270

算式の符号

a1　地方税法改正法による改正前の地方税法（以下「平成21年改正前の地方税法」という。）附則第32条第３項及び第４項に規定する自動車（道路運送車両法第３条にいう軽自動車を除く。）並びに改正前の地方税法附則第32条第５項に規定する自動車（バス及びトラックに限る。）のうち自家用の自動車であるものについて、平成20年度における当該市町村の属する都道府県の自動車取得税の軽減額として総務大臣が調査した額

b　次の算式により算定した額

算式

b1×0.0030／0.0270

算式の符号

b1　算式の符号a1に同じ。この場合において、「自動車（道路運送車両法第３条にいう軽自動車を除く。）」とあるのは「自動車」と、「自家用」とあるのは「自家用以外」と読み替えるものとする。